

保存期間：10年
(平成37年末)
平成27年3月9日

資料	2
----	---

地球温暖化対策に係るビール製造業の低炭素社会実行計画

地球温暖化対策に係るビール製造業の低炭素社会実行計画について

1. 低炭素社会実行計画（2009(平成21)年基本方針決定、2013(平成25)年1月公表）

低炭素社会実行計画においては、「『2050年における世界の温室効果ガスの排出量の半減目標の達成に日本の産業界が技術力で中核的役割を果たすこと』を産業界共通のビジョンとして掲げ、この実現のため、参加業種は、世界最高水準の低炭素技術やエネルギー効率の維持・向上を社会に公約し、国内の事業活動から排出されるCO₂の2020年における削減目標の設定等による実行計画を策定する」とこととされている。

（注）2014（平成26）年7月には、新たに2030年の削減目標等を設定している（「低炭素社会実行計画フェーズII」）。

2. これまでの経緯

（1）京都議定書（平成9年12月採択、平成17年2月発効）

我が国の国際的な約束として、「2008（平成20）年度～2012（平成24）年度の期間（第一約束期間）に、温室効果ガス排出量の基準年度比6%削減」が定められた。

（注）基準年度は、二酸化炭素等では1990（平成2）年度、フロン等では1995（平成7）年度。

（2）京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月改訂）

京都議定書における我が国の削減約束を達成していくため、自主行動計画^{（注）}を「産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすもの」と位置付け、自主行動計画の目標・内容については、各業界の自主性に委ねられるべきことを踏まえつつ、その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上するよう、政府は、「関係審議会」等において定期的にフォローアップを行うことが求められた。

（注）自主行動計画とは、地球温暖化の防止に取り組むため、各産業の業界団体が自主的に定めた行動計画であり、1997（平成9）年に経団連が策定したものである（京都議定書第一約束期間とともに2012（平成24）年度に終了）。

（3）当面の地球温暖化対策に関する方針（平成25年3月15日 地球温暖化対策推進本部決定）

地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定（閣議決定））抜粋

※ 「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」を受けて閣議決定されたもの。

我が国が京都議定書の削減約束を達成していくためには、こうした自主行動計画の目標が達成されるべく、産業界がエネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の改善等の排出量を抑制する努力を進めていくことが極めて重要である。そのため、産業界の自主行動計画の目標、内容についてはその自主性にゆだねられるべきものであることを踏まえつつ、社会的要請にこたえる観点から、

- ①計画を策定していない業種においては、新規に策定する
- ②計画の目標が定性的である業種は、目標を定量化する
- ③計画については、政府による厳格な評価・検証を実施する
- ④既に現状が目標を超過している場合には、目標の引き上げを行う

とともに、日本経団連環境自主行動計画の目標が十分に達成され、また、個別業種が自らの自主的な目標達成に向けて積極的に取り組むことが奨励される。

以下に掲げる業種については、関係各省庁は、今後速やかに、所管業種に対する以下の働きかけを強化する。

①計画の新規策定

（ぱちんこ、ゲームセンター、証券、病院、大規模展示場）

②定性的目標の定量化

（信用金庫、信用組合、外食）

③政府による厳格な評価・検証の実施

※2008年3月末時点で該当業種なし

④目標水準を現時点で超過している業種に係る目標引き上げ

（※は原単位目標の業種）

（ビール酒造、たばこ製造、植物油※、精糖、食肉加工品※、即席食品※、醤油、自動車、鉱業※、石灰製造、染色、アルミ※、板硝子、ガラスびん、建設機械※、石灰石鉱業※、衛生設備機器、建設※、鉄道車輛※、百貨店※、DIY※、チェーンドラッグストア※、ホテル※、自動車整備、産業廃棄物処理、石油※、ガス、特定規模電気事業者※）

政府としては、こうした自主行動計画の透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上するよう、自主行動計画の評価・検証制度として、関係審議会等による定期的なフォローアップの実行を進める。

当面の地球温暖化対策に関する方針（抜粋）

平成25年3月15日

地球温暖化対策推進本部決定

地球温暖化の進行は、気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威である。地球温暖化がもたらす脅威に対し、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を確保するため、今後とも、環境と経済の両立を図りつつ、切れ目なく地球温暖化対策を推進する必要がある。第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）においても、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。

これを踏まえ、地球温暖化対策推進本部は、当面の地球温暖化対策に関する方針について、次のとおり決定する。

I. 平成25年度以降の地球温暖化対策に関する基本的方針

これまで我が国は、京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの6%削減目標に関し、京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定）に基づく取組を進めてきた。引き続き、個別の取組の検証は必要であるものの、6%削減目標は達成可能と見込まれている。

我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、同計画は本年度末を以て終了することとなるが、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、平成32年（2020年）までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととする。

まず、2020年までの削減目標については、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととする。

その実現のための地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に、関係審議会において地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策の検討を行う。この検討結果を踏まえて、地球温暖化対策推進本部において地球温暖化対策計画の案を作成し、閣議決定することとする。

III. 新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針

地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。